

「液化石油ガス設備士第2講習」の申込みにおける

経験証明欄の見直しについて(お知らせ)

設備士免状を取得することのできる「液化石油ガス設備士第2講習」を受講するには、液化石油ガス設備士工事の作業に関する経験が1年以上必要となります。

しかし、1年以上の作業経験がない者に虚偽の経験証明を行い、本講習を受講させていたことが、判明いたしました。

この事により、原子力安全・保安委員長から受講資格の厳格な審査の実施要請があり、本講習の申込みにおける経験証明欄を見直すこととなりました。

◇ 誤った証明をすると合格が取り消されますのでご注意ください。

◎ 経験証明欄の代表者名及び代表者印についての注意事項

◇ 代表者とは、会社組織（株式会社、有限会社）である場合は、所謂「社長」又は「代表権を有する役員」となり、代表者印は代表者の登記印になります。

また、会社として登記していない個人商店の場合は店主となり、店主の認印が必要となります。

採用時期、作業経験期間、代表者印等の確認が出来ないと受講・受験ができません。

◇ やむを得ない場合には、経験証明に責任を持ちうる役員をもって代えることができます。

但し、役員の場合は、役員であると確認できるものを添付すること。

経験証明に責任を持ちうる役員とは人事を所掌する取締役です。

（取締役人事部長、取締役管理部長等で執行役員を含みます。）

証明とみなされる役職（確認書類を添付した場合）			証明とみなされない役職		
取締役人事部長	・・・	○	支店長	・・・	×
取締役管理部長	・・・	○	△△営業所 所長	・・・	×
取締役 兼 支店長	・・・	○	※ 但し、上記役職に加え取締役等を兼任している場合は、証明とみなされます。		
取締役 兼 所長等	・・・	○			

◇ お申込の際は、取締役等の確認のできるものを申込書に添付し、送付下さい。